

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第131号

京都市生活環境美化センター規則の一部を改正する規則

京都市生活環境美化センター規則の一部を次のように改正する。

第5条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)